

★南関町こども医療費助成制度について★

南関町では、子育て支援の一環として、熊本県内及び下記の地域の医療機関の医療費窓口無料化を実施しています。

【対象者】受診日に南関町に住民票を有する方

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人（高校3年生相当）

【助成額】医療費の自己負担分

注) 助成できないもの

- ① 保険適用外のもの（例：健診・予防接種・薬容器代等）については対象外
- ② 入院時の室料差額、食事療養費等
- ③ 高額医療費・付加給付費に該当する部分または他の公的制度による給付等があるときは、その額を差し引いた額になります。

【手続きの方法】

出生または転入された場合は、印鑑（スタンプ式印不可）、保険証（こども）、通帳（保護者）を保健センターへご持参ください。こども医療費受給者証を発行いたします。

●外来（医科・歯科・調剤）

	現物給付	償還払い
熊本県内	○	—
大牟田市	○	—
みやま市高田町 (旧高田町)	○	—
上記以外の地域	—	○

●入院

医療機関の住所に関係なく償還払い

なんかん トッパ丸



* 熊本県内及び大牟田市・みやま市高田町(旧高田町)で受診された場合(入院以外)

【現物給付】

医療機関の窓口において、「保険証」と「受給者証」を提出してください。

入院以外は窓口での医療費に係る一部負担金の支払いはありません。

注) 保険証、または受給者証の提示がない場合は、一部負担金はお支払いただきますのでご注意ください。

* その他の地域で受診された場合、及び入院の場合

【償還払い】

一旦、医療費に係る一部負担金を窓口でお支払いください。

その後、こども医療費助成金申請書に記入・押印し、領収書（子どもの名前・保険点数・医療機関の押印があるもの）を添付して、保健センターまで提出してください。

また、領収書は、医療機関及び薬局ごと、月ごとに分けて、それぞれ申請書を作成してください。

« Q&A »

Q : 学校や保育園などの管理下でケガをしたら？

A : 医療機関に「学校（保育園など）でケガをした」とご説明いただき、医療費については、一旦自己負担でお支払いください。

また、学校・保育園などでケガをした旨を、学校・保育園など（けがをした場所の管理者）または保健センターにご相談ください。「災害共済給付制度」のご案内をいたします。

なお、医療費の自己負担額が1,500円未満の場合は、災害共済給付制度の対象外になりますので、こども医療費助成制度にご請求ください。

Q : 償還払いの申請書の提出方法は？

A : ○○病院に9月10日、25日の2回受診の場合は 1枚の申請書で2枚の領収書を添えて、また、△△薬局に9月10日、25日、10月10日の3回利用された場合は、2枚の申請書に3枚の領収書を添えて申請されてください。

（医療機関ごと、月ごとに領収書を分けて添付してください。）

申請書は、毎月10日に締め切り、その月の25日前後に申請時に指定の口座に振り込まれます。

なお、保険外（容器代・文書代等）につきましては助成の対象にはなりません。

Q : 償還払いの請求の期限は？

A : 診療を受けた日の属する月の末日から起算して、**1年**を経過した日以降の請求は受付が出来ませんのでご注意ください。

【例】9月1日診療分の請求期限は、翌年の9月30日までです。

Q : 住所や保険証、氏名等が変わった場合は？

A : 受給者証の内容に変更が生じた場合は、受給者証と保険証、印鑑をご持参のうえ、保健センターで**「変更手続き」**が必要です。

Q : 転出した場合の償還払いの請求は？

A : **南関町に住民票がある日までの受診分**の医療費は、南関町こども医療費助成制度に請求することができます。また、受給者証は転出確定後保健センターに返還していただく必要があります。（直接持参または郵送でも可）

その他、不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。



南関町保健センター(健康推進課 保健予防係)
※南関町役場内 4番窓口

〒861-0898

熊本県玉名郡南関町関町 64 番地

TEL:0968-53-3298

FAX:0968-53-3617